

# 社会福祉法人新座市社会福祉協議会ホームヘルプサービス移動支援 事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会が開設する新座市社会福祉協議会ホームヘルプサービス（以下「事業所」という。）が行う移動支援事業（以下「移動支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、移動支援の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障がい者及び障がい児（以下「障がい者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な移動支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、移動支援を利用する障がい者（児）（以下「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 移動支援の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な移動支援の提供ができるよう努めるものとする。

3 移動支援の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人新座市社会福祉協議会ホームヘルプサービス

(2) 所在地 埼玉県新座市野火止一丁目9番63号新座市役所第三庁舎内

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

なお、第12条第1号に規定する虐待防止に関する責任者を兼ねるものとする。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、移動支援の利用申込みに係る調整、移動支援に係るサービス提供計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 従業者 非常勤職員 10名以上

従業者は、移動支援に係るサービス提供計画に基づき移動支援の提供にあたる。

(4) 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前7時から午後10時までとする。

(移動支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者

(2) 知的障がい者

(3) 障がい児 (18歳未満の身体障がい児、知的障がい児)

(4) 精神障がい者 (18歳未満の精神障がい者を含む)

(移動支援の内容)

第7条 事業所が行う移動支援の内容は次のとおりとする。

(1) 移動支援に係るサービス提供計画の作成

(2) 外出時における移動中の介護および代筆等のそれらに付随する介護

(3) 前号に掲げる便宜に付帯する便宜及び付帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 移動支援を提供した際に受領する費用の額は、新座市が定める基準による。そのうち、新座市が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、新座市から代理受領するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新座市全域とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従業者は、現に移動支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置

を講じるとともに、サービス提供責任者又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した移動支援に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、適切な移動支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4 事業所は、利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、移動支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会会長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 (平成23年9月22日会長専決)

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

